

支出規定について

収入算出基準 $P T A \text{ 戸数} \times 1,000 \text{ 円} \times 5 \cdot 6 \cdot 7 \cdot 8 \text{ 月}$
--

1. 教育委員会（教育局）もしくは、中学校体育連盟が主催する大会（市内・管内大会）の参加料は年 1 回まで全額支給する。
2. 道（市・支庁）の教育委員会（教育局）もしくは、中学校体育連盟が主催する大会（北海道大会、全国中学校体育大会）の参加補助（遠征をとまなう場合）については以下の通りの支給規定とする。※指導者は合同チーム指導者を含む。

	帯広市からの補助	本校後援会からの補助
大会参加料	なし	全額→ なし
旅 費	開催地往復の J R 代金	指導者のみ差額分
宿泊費	一人一律 4,500 円	指導者のみ差額分
昼食費	なし	指導者のみ 1 食：800 円×日数
行動費	なし	指導者のみ 1 日：2,000 円×日数

対象となるのは

団体種目の指導者は、大会規定以内・ <u>2 名</u> を上限とする 個人種目は指導者 1 名分とする

3. 各種目の協会・連盟が主催する大会（全道新人大会、選抜大会など）の参加補助（遠征をともなう場合）については年1回以下の通り支給する。

（～R5まで無制限）

※指導者は合同チーム指導者を含む。

	帯広市からの補助	本校後援会からの補助
大会参加料	なし	なし
旅 費	なし	指導者のみ全額
宿泊費	なし	指導者のみ全額
食 費	なし	指導者のみ 1食：800円×日数
行動費	なし	指導者のみ 1日：2,000円×日数

対象となるのは

指導者2名分を上限とする

4. 文化活動に関わって

- ・吹奏楽のコンクール参加については、参加料は全額支給する。
- ・吹奏楽部の楽器購入補助として年間、15万円を支給する。
- ・文芸部、演劇部については、顧問と相談し考慮する。

5. リンク造成・グラウンド整備費について

- ・年間 5万円を目途に支出する。

6. 部活動補助費（部員数×500円）を補助する。

7. 特別積立基金については、PTA三役会にて協議し緊急事態に執行する。

◎特別積立基金とは・・・全国大会参加になると、大幅な旅費・宿泊費の支出が予想され、そのための緊急徴収を防ぐため、残金の中から毎年5万円ずつを積み立てていくものである。支出については、原則中体連の全国大会参加に限るものとし、その執行の際にはPTA三役の承認を得るものとする。